

株式会社道北エナジー「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年6月13日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社道北エナジーに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道稚内市、宗谷郡猿払村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大240,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 6月19日
環境大臣意見受理	平成27年 8月21日
経済産業大臣意見発出	平成27年 9月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 1月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 3月 8日
北海道知事意見受理	平成29年 5月 1日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 6月13日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：03-3501-1742（直通）

株式会社道北エナジー「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総括的事項

本方法書では、工事工程及び稼働開始の時期が未定であり、また、対象事業実施区域では、他事業（本事業者の関連事業者）による風力発電所が稼働中であるものの、設備配置等及び稼働時期に係る本事業との関係が明らかになっていないことから、これらの情報を可能な限り踏まえた上で、適切な調査地点等を設定し、調査、予測及び評価を行うとともに、その内容を準備書に記載すること。

2. 個別的事項

(1) 動物について

①本方法書の動物調査の踏査ルートにおいて、改変が想定される尾根沿いの区域の踏査ルートが十分に設定されていないため、改変による影響が適切に予測及び評価されないことが懸念されることから、土地改変及び樹木の伐採を予定している地点を可能な限り網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

②コウモリ類の調査は、専門家等の助言に基づき、バッドディテクターによる調査等において、適切な調査の時期、地点及び期間等を設定すること。

(2) 植物について

本方法書の植物調査の踏査ルートにおいて、改変が想定される尾根沿いの区域の踏査ルートが十分に設定されていないため、改変による影響が適切に予測及び評価されないことが懸念されることから、土地改変及び樹木の伐採を予定している地点を可能な限り網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。